

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和38年岩手県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（総務部総合防災室等に勤務し、特殊な職務又は業務に従事する者の勤務時間の割振り）</p> <p>第9条 総務部総合防災室、県南広域振興局花巻総合支局農林部、県民生活センター、福祉総合相談センター、児童相談所、<u>食肉衛生検査所</u>、漁業取締事務所、農業研究センター、水産技術センター又は花巻空港事務所に勤務し、次に掲げる職の職務又は業務に従事する者で所属長の指定するものの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、1週間のうち5日について、勤務1日につき休憩時間を除き8時間とする。ただし、業務の都合上やむを得ないときは、1週間のうち6日について、勤務1日につき休憩時間を除き8時間の範囲内で、別に割り振ることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>食鳥検査員</u></p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>（総務部総合防災室等に勤務し、特殊な職務又は業務に従事する者の勤務時間の割振り）</p> <p>第9条 総務部総合防災室、県南広域振興局花巻総合支局農林部、<u>食肉衛生検査所</u>、県民生活センター、福祉総合相談センター、児童相談所、漁業取締事務所、農業研究センター、水産技術センター又は花巻空港事務所に勤務し、次に掲げる職の職務又は業務に従事する者で所属長の指定するものの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、1週間のうち5日について、勤務1日につき休憩時間を除き8時間とする。ただし、業務の都合上やむを得ないときは、1週間のうち6日について、勤務1日につき休憩時間を除き8時間の範囲内で、別に割り振ることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>食鳥検査員</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。